

婦人関係一般資料 1672

第19回全国婦人会議

今日に生きる女性
— その権利と責任 —



労働省婦人少年局

第19回全国婦人会議

今日に生きる女性
— その権利と責任 —

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

I 婦人週間と全国婦人会議	1
II 第19回全国婦人会議開催要領	2
III 会議の概要	6
部 会	6
第1部会	6
第2部会	8
第3部会	11
第4部会	14
総 会	16
記念講演	16
東京大学教授 中根千枝 全国婦人会議選考委員長	16
全体討議	24
(附)	
I 婦人参政25周年記念行事等の概要	36
II 第23回婦人週間地方行事	39

は し が き

第23回婦人週間の主要行事の一つとして、労働省ではNHKと共催で、4月13・14の両日、岡山県（岡山市）において第19回全国婦人会議を開催しました。

地元をはじめ全国各地からも多数の傍聴者の参加があり、2日間の全日程にわたり盛況を呈しました。

これは婦人参政権行使25周年をむかえて婦人自身の熱意によるものであると同時に、開催地である岡山県ならびに岡山市の多大な協力によるものといえましょう。

ここに、会議の概要を作成し、婦人問題に関心のある方がたの御参考に供します。

なお、婦人参政権25周年記念の中央における諸行事等及び都道府県婦人少年室が地方において主催、共催、または後援した婦人週間行事の概況も付記しました。

昭和46年6月

労働省婦人少年局

I 婦人週間と全国婦人会議

昭和21年4月10日の第22回衆議院議員選挙において、日本の婦人は初めて参政権を行使しました。この日を記念して、労働省では4月10日から1週間を婦人週間として、婦人の地位向上のための啓発活動を行なってきました。今年は、その第23回にあたります。

婦人週間の実施にあつては、その時々婦人の問題をテーマとしてとりあげてきましたが、今年は婦人参政権行使25周年にあたるところから、

「今日に生きる女性の権利と責任—婦人参政25周年にあつて—」というテーマを中心に運動を展開しました。

この25年の間に、婦人の生活も、その役わりも大きく変化した中で、婦人はその権利を十分に行使し、責任を果たしてきたといえるのか、また今日、多くの複雑な問題に直面している婦人が、自らの手でこれを解決していくために生かすべき権利、果たすべき役わりは何か、ということとをあらためて考えてみようという趣旨です。

労働省ではこの婦人週間の主要行事の一つとして、NHKと共催で全国婦人会議を開催してきました。この会議は、長く東京で開かれてきましたが、地方の婦人や関係各方面の呼びとが直接に会議に参加する機会を持ちたいという希望もあつて、44年には大阪、45年には富山、今年は岡山で開催されました。

会議は、テーマに関する所感文の公募によつて全国から選ばれた会議員を中心にすすめられ、組織や団体や地域などの立場に規制されない自由な個人としての立場で参加した婦人が、それぞれの体験や意見を交換しあう場としてまた、婦人のなまの声を社会に知らせるという役わりも果たしてきました。

今年も、婦人週間のテーマにちなみ「今日に生きる女性—その権利と責任—」という題で所感文を全国的に公募したところ2,617名の応募があり、その中から中央の選考委員会において別記60名の会議員が選ばれました。

会議の1日目は、これら会議員に本土復帰をひかえた沖縄から2名、地元岡山から男性12名の特別会議員を加え、4つの部会に分かれて部会討議を、2日目は傍聴者を交えた全体会議などが行なわれました。2日間にわたる傍聴者は延約2,000名でした。

Ⅱ 第19回全国婦人会議開催要領

1. 主 題 今日に生きる女性
—その権利と責任—
2. 主 催 労働省・NHK
3. 後 援 岡山県・岡山市
4. 協 賛 文部省・厚生省・農林省
5. 期 日 昭和46年4月13・14日
6. 場 所 岡山市
 { 部会場—市役所会議室
 { 総会場—市民会館ホール
7. 会 議 員 全国の応募者から選定された60名と、地元及び沖縄から推せんされた20名

8. 会議の構成 部会・総会
 部 会 次の4つの部会に別かれ、各部会は、会議員15名、特別会議員(男性)3名の計18名で構成

第1部会	母性について	リーダー	樋口 恵子
第2部会	職業について	リーダー	吉武 輝子
第3部会	農業の担い手として	リーダー	蓮見 音彦
第4部会	市民として	リーダー	松原 治郎

9. 選考委員会の構成

委員長 東京大学教授 中根 千枝
 前記部会リーダー4名
 NHK教育局長 堀 四志男
 労働省婦人少年局長 高橋 展子

10. 会 議 員

○ 第1部会

富 樫 慶子(山形)	木 幡 久枝(福島)
渥 美 雅子(千葉)	野 口 公子(神奈川)
池 本 光子(静岡)	堀 田 志保(愛知)
吉 田 梢(京都)	和 田 千鶴子(兵庫)
江 藤 永子(奈良)	溝 部 倫子(山口)
森 久美子(香川)	山 口 和枝(福岡)

池上和子(佐賀)

吉田倫子(熊本)

中川法子(宮崎)

○ 第2部会

山本春子(北海道)

一戸泰子(青森)

岩尾規代(宮城)

緑川久美子(福島)

小河原裕子(群馬)

北嶋千鶴子(東京)

浜本量子(福井)

田中妙子(三重)

中野道子(滋賀)

滝本勝代(大阪)

竜神和子(和歌山)

日置久枝(鳥取)

矢野千恵美(愛媛)

青木美歌(高知)

上田敬子(宮崎)

○ 第3部会

松村淑子(岩手)

佐藤京子(秋田)

酒川久子(茨城)

篠崎ハル(栃木)

塩原いち(埼玉)

的池裕子(富山)

末木多喜子(山梨)

米窪千加代(長野)

小林瑠璃子(岐阜)

水井はつゑ(兵庫)

清原真弓(徳島)

二宮久子(佐賀)

佐藤あつ子(熊本)

倉迫喜世子(大分)

長江チエ(鹿児島)

○ 第4部会

数馬静志(北海道)

森田達子(岩手)

吉田幸子(千葉)

佐々木己佐子(東京)

山田希美江(新潟)

森井竜子(石川)

津久井典子(静岡)

早瀬秀(京都)

岩尾和子(大阪)

粗田ちか子(島根)

土師久子(岡山)

外間正枝(広島)

原綾子(愛媛)

平田トシ子(長崎)

折田和子(鹿児島)

11. 特別会議員

辻 弥兵衛 岡山県教育委員

永原恒久 岡山県労働総同盟副書記長

川 野 和 夫 備前地区青年協議会々長
 岡 部 正 人 岡山商工会議所専務理事
 斉 藤 尙 真 岡山県総評事務局次長
 森 啓 裕 岡山県青年グループ協議会々長
 石 森 善 屋 岡山県明るい県民運動生活学校運動推進委員長
 石 原 清 岡山県農企業者クラブ会員
 小見山 義 治 岡山県農村青少年クラブ協議会々長
 政 安 実 岡山市選挙管理委員
 長 尾 喜八郎 西大寺青年会議所社会開発委員長
 有 元 実 岡山大学法文学部学生

大 兼 久栄子 沖縄婦人連合会理事
 中 山 房 子 琉球政府職員

12. 会議プログラム

部 会

日時・4月13日、9・30～17.00

会場・岡山市役所会議室

開 会

司 会 岡山婦人少年室室長 安 部 晴 恵

あいさつ 労働省婦人少年局長 高 橋 展 子

NHK岡山放送局長 佐々木 宗 夫

祝 辞 岡 山 市 長 岡 崎 平 夫

リ ー ダ ー ・ 会 議 員 紹 介

労働省婦人少年局婦人課長 赤 松 良 子

○部会討議

総 会

日 時・4月14日、10.30～15.00

会 場・岡山市民会館ホール

司 会 NHK山田幸子アナウンサー

○第1部(10:00～11:30)

合 唱「世界の花」 中国短期大学フラウエンコール

開会のことば 労働省婦人少年局長 高 橋 展 子

あいさつ 労働大臣 野原正勝

NHK会長 前田義勝

祝 辞 岡山県知事 加藤武徳

選考委員長・部会リーダー紹介

記念講演

「婦人の社会的活動の可能性と問題点」

全国婦人会議選考委員長

東京大学教授 中根千枝

○第2部(13:00~15:00)

部会報告 部会リーダー

全体討議 部会リーダー・傍聴者・会議員

司 会 NHK川口正八アナウンサー

閉会のことば 労働省婦人少年局婦人課長 赤松良子

13. 事務局

労働省婦人少年局婦人課

岡山婦人少年室

NHK教育局・放送業務局

NHK岡山放送局

Ⅱ 会議の概要

＝ 部 会 ＝

第一部会

母性について

リーダー 樋口 恵子

部会付 伊 東 寿 美（鳥取婦人少年室長）

記 録 北 浦 千代子（岡山婦人少年室）
藤 原 あき香（協 助 員）

この部会の会議員は1人から最高6人の子供をもつていた。年齢は25才から60才まで。職業をもっているもの半数。3名が家業に従事しているという構成であつた。

1. 現代の母性とは何か

まず、今日における母性の意味や内容を明らかにするために、母性とは何か、その権利と責任とは何かということから話し始められた。

母性とは本能であり、子供が生まれると母性本性が自然に出てくるものであるという意見に対し、母性が本能であるとは考えられず、自分は生み育てることから解放されたいという意見や、自分の行動を犠牲にして母性というワクにはめこまれるのに反発を感じる、というように伝統的な母性論をめぐつてさまざまな意見が出された。

また、子供は生まないつもりで結婚したが、母親失格、ひいては人間失格ではないかと考え1人生んだ。しかし、やはり“生まない権利”を主張したいという意見も出された。結婚しない自由と同列に生まない自由を考えてよいのではないかと支持する意見がのべられ、一方、子供をたくさん生むことの是非についても活発に論議された。リーダーから、多く生んで多く死んだ時代の子供の生み方と、生まれる子供のほとんどが育つ今の時代では、生む子供の数が変わるのとは当然で、避妊の知識も普及して、かつては子供は必然だつたが、必然から選択の時代に入つて来つつあるという認識の中で、これからの母性はどうあるべきかということを考えてほしい。歴史の中で、社会が作りあげた虚構の母性像、古いイメージを捨てて、新たに母親の責任を考えるとときではないかと助言さ

れた。また住宅難、物価高、公害問題など、生む権利が多方面から阻害されている今日、安心して子供を生み育てることのできる環境づくりをすべきであるということには多くの共感があつた。

母性の責任については、女性が個人としての能力を生かせるように社会的条件を整備すべきであるという意見に対し、子供は3才ぐらいまでは母親の手で育てるべきであるという意見の対立があり、また、ある者にとっては母性の権利であることが、他にとっては社会が押しつけた責任であるというように考え方の相違があつた。

かつての家族制度のもとでは、女性が母親であり、その母性としての使命を全うすることと、国家や家族あるいは地域社会が女性に命じていることとは矛盾するものではなく、母性のあり方に悩むことはなかつたが、1人1人が個性を持ち個人としての能力を発揮することを期待され、またそのように教育されてきている今日、女性が個人として生きるということと種族の母であるということとが矛盾する問題として出てきており、ゆれ動く「母性」の権利や責任について、いろいろな意見の違いはあつたが、共通の問題として、母性の権利とか責任ということは非常に大切なことであるが、人間としての権利を確保したうえでのことではなければならないという意見が出された。

2. 共働きと母性

1人の人間としての女性の生き方と、母性としての生き方の間の矛盾が端的にあらわれるのが共働きの場合であるということから、話しはその問題に移つた。

出産後も働き続けている人から保育所不足やその内容の不備、保母の待遇問題等が出されるとともに、子供が犠牲になつていないか、また夫にも犠牲を強いていないかという心配や悩みが出された。同じく何事も完全にとか優等生的になろうとせず、合格点スレスレで行くことを考えているが、家事、育児担当の実母と、自分、子供との三者の中では自分の立場が一番重んじられていて、時どき、実母や子供の側のことを考えて悩むことがあるということや、プロとしての職業は常に全力投球でなければならないと考えているため、結局は母にしわよせさせている現実が述べられ、犠牲の過去をもつ母へしわよせすることはさけるべきで、むしろ男性に理解と協力を望むという声が高かつた。

これに対し、男性の特別会議員から、女性も適当なポストで能力発揮できる制度的なものがあつてもよい。ただ現実には女性が重要ポストに付けないのは、結婚までの股かけの気分が濃厚で、男性と意気どみに差がある。また一般に、母親は、子供の担任が女教師になることをきらい傾向にあるが、男性としては理解に苦しむ。などの発言があり、この問題をめぐりさまざまな意見が出された。

一方、家事のみをしている主婦であつても、母性であることと個人を生かすこととの矛盾に悩んでいるということが出され、一個の人間としての生活を持つためにも保育所は必要ではないかという意見があり、働いている主婦との共通の問題も出された。

3 母性と父性、母性と社会の関係

母性の問題とともに父性の責任についても話された。

父親はもつと子供に接する機会をつくることや、家庭の現状などをよく知るべきであるという意見や、育児休暇は父親にも必要ではないかということや、父親も積極的にミルクをのませたり、おむつを換えたりすべきであるというような意見が出されたか、得手、不得手があるので、話しあつてお互いの能力を伸ばすように考えあうべきであるという話しも出された。

働いていない会議員の多くは再就職を希望しているが、労働条件の悪いパートの仕事しかなく、また、能力の低下や整備された保育施設がないなどの理由で思うように就職できないという悩みが出され、このような問題の解決について、農繁期の託児所づくりに地域のグループで取組み成功した体験から、働きやすい条件をつくるための運動を拡大する必要性が話しあわれた。

リーダーからも、仕事育児が、子供は母親が育てるべきか否かという問題は、そのどちらでも自由に選択できる条件をつくることが何よりも大切と思う。そのためには母性を全うするための条件を家庭で、社会の中で、どう確立するかを話し合い、一つづつ具体的な運動に移していく必要があると助言された。

第 二 部 会

職 業 に つ い て

リーダー 吉 武 輝 子

部 会 付 神 田 夏 子 (広島婦人少年室長)

記 録 後 藤 和 江 {岡山婦人少年室
村 上 あい子 協 助 員 }

会議員は、公務員、教員、会社員などで、勤務形態はフルタイム、パート・タイム、家庭内職などいろいろである。

1 働く婦人の権利は守られているか

・職場における男女平等の問題

まず職場での男女差別の実態について話し出された。

同一労働同一賃金がたてまえである公務員の場合でも仕事の内容は補助的であり、昇格にも差があるということや、男性の場合には能力にかかわらず昇進していくが、女性の昇進の道は厳しく、一般企業では主任のポストすらほとんど与えられていないなど、さまざまな男女差別の実態が出さ

れた。

また、職場での女性の権利の問題として、生理休暇の問題や産休の問題では、男性側の非難や同僚に対する気兼ねなどがあつて生理休暇はなかなか取りにくかつたり、産休補助教員がいなかつたためやむをえず退職したということも話されたが、一方、組合を動かしたり、婦人部を結成したりして、生休問題を解決し、また産休補助教員を獲得し、職場での女性の権利を確保した例が出された。

パートタイマーの問題では、バスの送迎やその他種々の特別優遇が与えられているという意見が出たが、若年労働力が不足している今日、パートタイマーは安い労働力の提供に極かならず、女性の能力開発にはならないという論があつた。

職場における男女差別の問題は、たてまゝと現実との開きが大きく、その実態は各職場によつて大きな差があり一律に論じられないが、権利を主張するとともに責任を果たすという厳しい姿勢が女性自身必要であると話しあわれた。

・共働き女性が働きやすい社会的条件

このことについては、次のようなことが話しあわれた。

生理時に働くことは、流産や異常出産等の原因になりやすいというデータもあり、母性保護の面から休暇を取ることが望ましいということから、労働基準法の母性保護規定の医学的再検討の必要や、産休補助教員制度の問題などが出された。また、子供を生み育てることは私的なことであるという考え方から脱し、社会的問題としてとらえるべきであり、保育所等の施設の問題も、そのような見地をもつて解決すべきであるという意見が出されるとともに、高い税金や保育料の問題について話しあわれた。

・主婦の再就職制度についての問題点

結婚や出産により退職をよぎなくされ、さて中高年になつて再就職しようとする、職種は非常に狭く、元の職場に復帰できても前歴は評価されず、賃金も低いなど再就職に伴う問題が出され、その際の身分保障や教育訓練等について話しあわれた。

中高年婦人の再就職の多くはパートタイマーという臨時雇いであり、フルタイムの者と同様に仕事をしても労働条件や身分保障の面で差別がある。一方、小づかい稼ぎのような気やすい気持でパートタイマーになることは、フルタイムで働いている同性の足を引張ることではないかという意見があつたが、フルタイムで働いている者とパートタイマーとが敵対するのではなく、お互いに手をつなぎ職場での女性の権利を守つていくべきであると話しあわれた。

2. 働く女性の意識革命の必要性

・女性が働くことの意味の追求

働いている女性は、働くということなどをどのように考えているかという基本的な問題から話し始められた。

まず、なぜ働いているかということとを会議員それぞれが語った。社会とのつながりを持ちたい、自分の能力を開発し生かしたいために、また老後にそなえてという経済的な理由や、身の男女平等は経済的独立にあるという考えから働いているというように、その理由はさまざまであった。

一般的に女性は働くことに対する意識が低いと、これは男性は生れながらに職業を持つことを前提に教育されるが、女性は家庭人となるべき教育を多く受けているため、働くということの厳しさを知らないのではないかという指摘があり、そのことでの自覚について話された。

○働きやすい環境づくりの運動のよりあげ

働きやすい環境は、地域社会の人ひとと協力してその運動を広めていく必要がある。しかし、働いている婦人と家庭にいる主婦は一致しにくく、共働きの場合は隣人との交渉も疎遠になりがちである。また働いている婦人は地域での貢献などができにくく、肩身の狭い思いをしているのが現状であるが、地域の人々とかしくつきあつて自ら働きやすい環境をつくつていくべきであるという意見が出され、働いている婦人と家庭の主婦との協力で団地内に保育の会をつくり成功した例などが話された。

一方、保育施設を拡充したり保育時間を延長するなど、また、家事労働を軽減するためのオームヘルプ制度等、女性が働きやすい環境を国の施策としても整備していくべきであるという意見が出された。

3 新しい家庭づくりの努力

○家庭内における性別分業制度に対する疑問

女性が職業を持ち、また、働き続けようとする傾向が強い今日、男女を問わず自由時間をより多く持つために、家庭はどのように変化すべきであるかということについて話しあわれた。

まず、会議員それぞれの家事処理のしかたから話し始められたが、家族との話し合いによつて家事を分担したり、母親に家事のすべてをまかせるなど、家庭の事情に沿つて工夫して手際よく家事を処理していた。

しかし、子供を育てるのは母親の役割で、生きがいであり、外へ出て働くことだけが女性の生きがいであるとはいえないのではないかという意見も出され、従来からある家庭内での性別分業をめぐつて討論された。

○子供と母親の関係をどうとらえるか

変化する社会の中で子供と母親の関係をどう考え、創造していくか。

母親として子供を育てることは当然であるが、夢園の中で育てることも必要で保育施設の充実

が望まれるという意見に対し、施設で育てると規格化された子供になる恐れがあるので母親の手で育てるべきであるという意見が出された。

一方、理想的な母親像について話しあわれ、働いている母親は、はつきりした労働意識を持つ人間であるべきであり、子供を私物化せず、広い視野を持つた母親でありたいという意見が出された。

リーダーは、社会と深いかわりあいを持たなければ生きて行けないような時代であるから、性別による役割りは変化してゆくものと思う。核家族がさらに多くなつていくと地域社会の環境が整備されていないと働く婦人への風あたりは一層強くなる。古典的な母親像を乗り越えて、社会の変化に応じた新しい家庭をつくっていくことが大切であると結ばれた。

第 三 部 会

農 業 の に な い 手 と し て

リーダー 蓮 見 音 彦

部 会 村 池 野 ヒ サ (山口婦人少年室長)

記 録 藤 井 美代子 岡山婦人少年室
内 藤 澄 子 { 協 助 員 }

会議員はる名を除いて農業に従事しており、若い妻もあれば、お姑さんの立場の人もある。農業経営の中に占める地位をみると、専業農家の主婦であつたり兼農家のいわゆるかあちゃん農業で一家の農業をきりまわしている人もいる。

権利とは自分たちの生活を幸福にすることであり、責任とは他を幸福にすることであるとすれば、農業が主体である農村を幸福にするにはどうすべきであるかというリーダーの問題提起があり、農村に生きる女性の権利と責任について話し出された。

1. 家庭における問題

まず、自分の家を中心にした問題について。

家族がそろつて話し合うことにより、親子間や夫婦間の断絶をなくすよう努力している。また、家の経営内容を子供に知らせたいと思うが、日日の仕事に追われて話し合いの場が持てないことや、農家の主婦は過重労働であること、農機具代金の支払いに追われているのが現状であるというような農家主婦の悩みや実情が出された。これに対し、田は夫にまかせ、自分は家にあつて養豚を受持つことにして子供との話し合いの場を持つことができるようになったということや、仕事

を整理してみて、日常生活の計画をたてることにより過重労働から解放されたという体験がのべられた。また、自分の体力を知つて、要領よく力を抜いて過労から切抜けたり、8時間労働制にし、自分の身体と計画を考え合わせて実収入のみを目的としない生産活動をしているというように、仕事の量を減らすことにより、過重労働問題を解決しているという意見に対し、自分の体力の範囲内で仕事をする事によつて、その分だけ収入が減少するのではないかという問題提起から、委託耕作や共同作業について話しあわれ、また、農繁期には、共同炊事や給食センターを利用して主婦の過労問題を解決しているという話もされた。

後継者問題については、自分自身は農業が好きであり、また立派な職業と考えているが、今のままではこれを子供に継いでほしいといえない。何とか、子供が継ぎたいという農業に、農家にしてほしいというのが共通した意見であつた。

苦労して子供を大学までやつても、卒業すれば家から出て行つてしまうという悩みが出されたが、長男だから農業を継ぐべきであるという考え方を改め、農業が好きな人を養子に迎え後継者にしたほうがよいという意見や、親が魅力ある農業経営をやつていると子供は自然に協力するようになり、後継者問題も解決するという意見も出された。

さらに農村での嫁の地位はまだ低く、その権利が保障されていないということから、特に遺産相続における不平等の問題—公共用地に提供した農地の代金が遺産として姉弟のみに分割されたり、最近はまだ、均等相続の要求が高まり、これまで嫁が自分1人で営業をしてきた土地でありながら分割しなければならず、ことに夫をなくした嫁の権利が保障されていない—などが問題とされた。また、若妻会を組織し、お互いに話しあうことによつて心の憂さを晴らしているということや、若妻会が中心になり野菜づくりに取組み、県の売店で販売し成功したというような例が出され、妻の座の向上をめぐる話し合いが行なわれた。

2 生産の場における問題

次に、農業の担い手としての女性の生き方について話しあわれた。

社会の矛盾がすべて農家の主婦の肩にかかつてきているようであり、農家の主婦は過重労働に落ちている現状であるが、農作業は楽しいし、現在の耕地は絶対に維持していきたいという意見や、農業をやめると生活が困難になるので、歯をくいしばつても農業は続けたいという意見が出されたか、しかし農業を続けることがなぜそのように苦しいかということから、農業政策をめぐる問題について話しあわれた。

先ず、減反の問題が出された。減反する土地を一区域に集めるようにして、花の栽培をして成功した例が話される一方、国の政策には従がうこととして減反し転作した結果、収入が減少したという体験がのべられるとともに、女性はもつと勉強して政治政策を知らなければならないという意見

が出された。

零細規模の農業問題については、土地に対する執着を捨て、より収入の高い職業に転職すべきであるという意見に対して、効率の悪い土地であつても自分一代は農業はやめないという強い意見もあつた。

これに対し、特別会議員の男性からそれぞれ、米が余るから減反するというような消極的な考え方ではなく、転作することが有利だから変えるのだというように積極的な考え方をしたいとか、農業も企業として考え、消費者の要求に応じて作付を変えるなどアイデアを生かして生産すべきだ、さらに、零細な経営で土地に執着するよりも、生産が上がらないのなら思いきつて収入率の高い職業に変わることも考えたい、などの発言があつた。

次に、農業の担い手としての生きがいについて話しあわれたが、健康をいかに守るか、いかにして過労にあちいらないようにするか、経営の責任をどう果たしていくか、そして家庭の中で、村の中で自分の能力を生かす道をいかにもとめていくかといった点に、悩みながらも生きがいを感じている。

一方、農業経営に関する決定については、夫と相談して決めている者、すべて自分の判断で行なっている者など、決定権の所在は家庭の事情により異なつていたが、姑に気がねして自分の考えがいえなという意見も出され、また、研修とか見学とか他の地域へ出かけて勉強するチャンスにも恵まれておらず、農家の主婦は、大きな責任を負わされているにもかかわらず、農業経営に対する権利は与えられていないという現状であつた。

3. 地域社会における問題

農村地域にも保育所が必要であるという意見が出された。保育施設は都市にかたよつて設置されており、また施設はあつても雇用労働者の子供が優先し、自営業や農家の子供はなかなか入れないという問題が指摘された。それと関連して、農村地域、特に離島における医療機関の不備についても話しあわれた。

このような社会施設の遅れを改善し、さらに農村でも問題とされはじめた公害、ことに畜産公害の問題についても、その解決のために婦人が互いに協力しあうべきであることなどが話された。

最後にリーダーが、農業の担い手として農村だけで組織を作るだけでよいかどうか、もつとワクをひろげて考える必要はないか、たとえば生産者と消費者の両方の立場に立つ農村の住民として、消費者との関連を考える必要があるのではないかと都市の消費者との連帯を深めることの必要性を強調された。

第 四 部 会

市 民 と し て

リーダー 松 原 治 郎

部 会 付 都 築 慶 (島根婦人少年室長)

配 録 片 岡 秀 子 岡山婦人少年室
三 宅 雅 子 協 助 員

この部会の会議員の大部分は家庭にいる主婦で、数名が職業人として働いており、30才代を中心に、20代、50代が各1～2名という構成であつた。

1. 婦人にとって市民であるということはどういうことか

○生活者としての婦人の立場

婦人は生産生活と消費生活を含めた日常生活の、ある意味では主体者であるが、生活者であるという立場で、市民であるということはどういうことであるか、その障害は何かということから話し始められた。

予防接種で被害を受けた子供の救済を近隣に呼びかけたところ、主人に聞いてとか、自分に関係がないという主婦が多かつたという話、また欠陥商品問題を取扱つた時、ひまがないとか、誰かやつてくれるだろうという無関心組が多く、少数のグループから始めて、腐敗した袋入りどんの問題を、袋に製造年月日を記入させる運動にまで発展させた体験などが話された。また、保育所の問題新興団地の整備問題、児童の通学路の問題等、生活に直結している問題に取り組んでいる例が出されたが、これらの運動に対して自治体行政の理解と協力が無いという悩みが訴えられた。

市民活動を進める場合の障害として女性とはかく感情的になり、また一方的に行動しがちであるという点が指摘されたが、女性の情感豊かな特性を生かして市民活動をすすめていくことは、運動の得策ではないだろうかという意見も出された。

○子を守り育てる婦人の立場

妻として、あるいは母としての役割りと、市民としての役割りを果たす場合の家庭生活のはこび手と市民運動との両立について話しあわれた。

婦人が社会活動をする場合の最大のカギは夫にあるという男性の理解を求める声が多く出された。

母親であることと、社会問題で外へ出て活動するということは、矛盾することではなく、母親であるからこそ生活を取りまく社会的問題に取り組む必要があり、また、母親が社会の中で考え、行動すること自体が子供に対する家庭教育でもあるという意見が出され、子供が大きくなり手がかけられなくなつてから社会活動をやるというのではなく、子供が小さければまた種々の問題があり、その

問題解決のための市民運動に参加すべきである。従つて夫や子供の幸福を願うために行なわれる運動と家庭とは対立するものではないという意見がのべられた。

2. 市民の立場を発揮するために何をなすべきか

○コミュニティをもとめる姿勢

市民運動をすすめるための組織づくりは、家庭の人間関係の基本である夫婦間の一对一の話し合いから、まず夫を一番の理解者とし、次に同じ悩みを持つ者や問題に直面している者が結束して、小さなグループからでも始め人と人とのつながりを深め、そして広めていくべきであるという意見が出された。これに対し、全く問題意識のない人を運動に参加させていくにはどうすればいいかという疑問が出され、町内の清掃等小さな問題から取組んだ例や、都市では、生活に密着した消費者問題を取上げ地域の連帯感を強めたという例が出され、最初から大きな運動を望まず、忍耐と努力により活動をすすめていくことが大切だと話しあわれた。

○社会のなかで学ぶ姿勢

女性が市民として社会の中で学び、社会的にものを考え、行動するというとは何か。

行政機関と折しようにしても、その問題は法律上は違法ではないとか、予算がないので手がつけられないといわれることが多いが、そのまま引下がるのではなく、法律を勉強したり予算を調べて議会にまで持込むというように、学びながら活動をすすめていくべきであり、女性が力よわい集団と見られがちなのは特に法律に弱いためであるから、法律をよく知りこれを有効に駆使することが運動をすすめるうえでの得策ではないかという意見が出された。

さらに、市民の権利を確保するためには、個人がバラバラに発言しても効果はなく、組織を通して声を出していく必要があること。また、行政機関に働きかけても思うような結果が得られない場合、女性だから軽くあしらわれたのか、あるいは、問題に対する認識や理論が足りなかつたのか、または、団結力が弱かつたのかというような、その原因を分析する必要があるという意見が出されたが、女性だからうまくいかなかつたという受取り方でなく、女性が学習者としての自覚と理論を持ち、市民として社会的に学び、考える力を持つべきであるという意見が出された。

次に、女性が隣人と団結する場合の障害について話は進んだが、「主人に聞いてから」という言葉で活動への参加をことわること、従来家庭に従属ばかりしていたという理由だけではなく、その問題に引つかりたくないニグロ上に使われており、女性自身が心のうちに持っている古いものへの遺制ではないだろうかという問題も指摘された。

最後に、リーダーから、家庭と市民活動とは両立するというばかりではなく、むしろ、よき家庭を築くためには市民活動が必要だということ。そのためには何をなすべきか、行政を知り、社会の中で学び、また自分自身自覚し、主体性をもつて行動し、そしてよき隣人となり、よき隣人を作ることが重要なカギだと思う。その方法として、今日のこの会議を通じて、皆がバラバラに持っていた悩みを、共通のものとして考え、さらに明日への活動の糧として役立てて欲しいと結ばれた。

☆ 記 念 講 演 ☆

婦人の社会的活動の可能性と問題点

全国婦人会議選考委員長 中 根 千 枝
東 京 大 学 教 授

婦人参政25周年という、意義ある記念すべき年に当たつて、この25年を振りかえつてみると、全く感慨深いものがございます。とくに、婦人の社会進出の量的増加、教育水準の飛躍的上昇などは、日本のG・N・Pの上昇と並んで注目すべきものといえましょう。

しかし、日本婦人の社会人としての質的な向上、意識ということになりますと、どうでしょうか。私の観るところでは、日本の女性はまだ遅れているといわなければなりません。この点についても、私は日本の経済成長と非常に似た現象があると思います。日本の国民総生産高は、自由世界第2位だなどと申しておりますが、一人ひとりの所得の水準になりますと、非常に低かつたり、あるいは下水道などという眼に見えないところになりますと、英国などより百年も遅れているわけです。これと同じような現象が婦人のばあいにもいえるのではないかと思います。一見はなやかな、量的には非常に多くの女性が社会に進出しておりますが、一人ひとりのその進出の仕方を見ますと、あるいはその一人ひとりの意識においては、まだまだ遅れているのではないかと思います。もちろんどの国においても、意識というものは、制度の変化よりずっと遅れるのが常ですけれども、私たちのばあい戦後の法律制度の改正という好条件に支えられて婦人の地位が向上したわけでありますから、いつそう婦人自身の質とか意識の遅れが目立ちます。

いうまでもなく今日、私たちは法律のうえでは男子と何んら差別はありません。しかし現実においては、この原則によれば当然与えらるべき権利が まだ十分に獲得されていません。たとえば企業における採用の在り方、賃金制などにおいて、女性が不利な立場に立たされていることをはじめ、さまざまな分野で同資格者の女性が男子と同等に扱われておりません。

当然与えられる権利が現実においてはまだ与えられないということ、これはいつたい何を意味するかということをお今日の記念すべき日に、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

この現象に対してよくいわれますことは、「社会が女性に対して理解がない」とか「社会には女性に対する偏見が非常にある」などということです。このばあい社会というのは多分に男性を意味していると思います。女性の、この25年も経つてもまだ低い地位というのは、男性の偏見に基づくものでしょうか、あるいは男性の偏見といわれているものの正体はいつたい何んでしょうか？

これについて、いろいろ考えてみたいと思います。

そもそも火のないところには煙は立たないと申しますが、偏見というものは、何かがあるはずで、その偏見の理由は何人であるかということを考えてみたいと思います。

まず世界一般に共通している偏見があります。それは、女性というものは男性に劣るという考え方であります。これはよくよく考えてみますと、生物学的なものに起因していると思います。と申しますのは、どんな社会においても、身長とか、体重など女性は男性より低い数値を持っております。オリンピックの競技などにおいても女性は別のワケで競争いたします。男性と一緒にやつたら負けてしまうわけです。それからまた女流画家とか、女流作家とか、女流がつくという、ちよつとおちるという考え方が一般にございますし、それは事実でございます。このことには多分に生物的要因が含まれています。男子100に対して女子は80、それくらいの差は避けられないものではないかと思ひます。この20の差はどこからくるかと申しますと、女性が出産、育児という人類にとって非常に大事な役割を持つているために、そちらにエネルギーが回っていると、こう考えられます。したがつてこの20の差というものは、非常に薄い差でありまして、これを否定するという理由は少しもないと思います。ですから女性が全体の平均値としてマイナス20になつておりますが、それはそちらの方にエネルギーが使われているのでありますから当然であるわけです。で、1人の女性をとつたばあい、たとえば独身で結婚しないで、出産も育児もしないから、男性と同等であるから、男性と同等に扱つてくれという人があるかも知れませんが、しかし、そういう個別の問題は社会問題となるばあいには意味をもたないわけでありまして、女性全体の平均値がおちておりますから、社会の女性に対する考え方は、男性の100に対して女性80と、こういうのが当然であるわけでありまして、ですから独身の女性も、既婚の女性も同じ「女性」というカテゴリーに入れられます。たとえば欧米の先進国においても、同一資格者で男子と女子が競争したばあいには、必ず男子が優先されます。これはたとえば私も女性が企業主になつたと考へてみても当然ではないかと思ひます。同資格者の女子と男子がきたばあいには、そのときどちらを採るか、企業目的は利潤の追求でありますから、最も使いやすい、そして常に働ける状態にある者が欲しいわけでありまして、女子を採つたばあいには、それは結婚して出産して育児のために休むかも知れない。そういうことを考えますとフェミニストでありまして、仕事の方が大切でありますから男子を採るということになりましょう。この現象は今後ずっと続いていくのではないかと思ひます。

私のよく知つてゐるスウェーデンの非常に有名な婦人でご承知の方がいるかと思ひますが、アルバ

・ミルダルという方がいらつしやいます。ミルダル夫人は社会学者でいらつして、それから後にインド大使をされ、さらに現在はスウェーデン閣僚の1人で、大臣として軍縮問題を取扱つていらつしやいます。その方のご主人もまた非常に有名な世界的な経済学者でありまして、昨年も日本に來られたダンナー・ミルダル博士でありますか、そのミルダル夫人が私にある時「私の主人は時どき君はしよせん女だと、こう申します」といわれました。大臣にまでなられた非常に優れた女性であります。が、そういうことをいわれるとのこと。日本でも私たちはよくしよせん女だなんていわれます。しかし、この考え方というのは、只今申しました20パーセントに基づいているのだと思うわけです。

ところがここで問題になりますのは日本でまだ横行している偏見というものは、この男子を100とすれば女子80という、そういう20の差ではなくて、これを50くらいの差にされていることであります。当然80ある実力を50とみるというところに偏見の弊害というものが出てきます。

では80持つているのに、50としかみられないと、この現象を私たちはどうすればいいのでしょうか。1人ひとりの男性に対し、女性は50ではありません。……80できるのです。平均値でも80いくのですと、そう説明する。あるいはなかには男子100に対して150くらいいく女性もいるんだと、そういう例をあげて説明して、そうして権利の拡張を叫ぶことも考えられましょう。ところが人間というものは、自分で実際に見たり経験しないものは、なかなか信じようとしません。女性が低くみられておりますのは、まだ本格的に仕事のできる女性というものが全体的に非常に少ないためかと思われます。したがつてこの50としかみられない偏見を80まで持つていくためには、私たち1人ひとりが努力して、実績をつくつていく以外にはないと思うわけです。

だいたい男性の偏見と申しますけれども、男性の1人ひとりはお母さんとおして、またお姉さんや妹さんとおして、それから妻さんとおして、さらに近くにいる女性、たとえば会社なら同じ課の女子職員さんとおして、女性というイメージをつくつてまいります。したがつてそれが総合されたときに、日本の婦人はどうだという、こういうことになるわけでありますから、1人ひとりが、それぞれの場においてがんばるより以外にいたし方ないわけであります。

で、それではどういふ、以上申し上げましたことは、だいたい社会があるいは男性が女性をみたときに起こる偏見、そういうものでありますが、こんどはそういうものに対して私たちは十分に準備があるかどうか、その問題について考えてみたいと思います。

日本の女性は世界的にみて私は非常に働き者だと思います。昔から農家では重要な労働の担い手であつたわけですね。家事、育児をしつうえに、夫と同じように野良で働くわけですから、それからまた最近「母ちゃん農業」などといわれて、農業労働を一手に引き受けていらつしやる方も少なくありません。それからまた妻としてあるいは母として非常に家族につくされております。そういう意味で働き手としては、非常に優れた資格を持つていてはないかと思ひます。中には

夫を送り出した後、ひまになつてテレビなど見てなまけている奥さんもありますけれども、本質的に、伝統的に日本の女性は非常に働き者であると思います。もちろん男性も働き者です（笑声）したがって働き手としては十分な資格を持つているわけですが、ちょつと意識が遅れておるのではないかと思うのですね、それが仕事をする女性、あるいは社会に出て活動する場合、いわゆる社会人として活動するばあいにマイナスになつております。

この意識の遅れというのは、どういうところに現われておるかと言いますと、先ず指摘できることは、今日なお多くの女性が被害者意識を持ち続けているということです。「女だから」という被害者意識ですね、戦前の婦人が被害者意識を持つたことは当然です。というのは実際被害者であつたわけです。たとえば旧民法では「妻ハ無能力者ナリ」と恥かしくもなく規定していたわけでありまして。それから高等教育を受けるということにおいては男子と差別されておりました。このことは中国やインドのようなアジアの諸国よりも日本は遅れていたわけですね。中国やインドでは最高学府に戦前から女子は門戸を解放されておりました。日本ではそれができなかつたわけでありまして。今日では原則的には男子と平等に立ちうるわけですが、私たち自身の意識においては、まだ戦前のよく圧された時代の意識が尾を引いているように思われます。たとえばみなさんが社会人として、私たちが差別されているかどうか、差別されているとおつしやる方が非常に多いと思います。あるいは「女は損だ」とか、「男に生まれたらよかつた」とか……このごろは女に生まれてよかつたという人が少しふえてきたようですけれども（笑声）どうも女は損だとか申しますが、こういうことは非常に私はおろかしいことだと思うわけです。

たとえばよくいろいろなところで感ずるのですが、仕事に従事している女の人が、ちょつと不利な立場に立たされると、必要以上に、女だから私にこんなことをしたんだと、そういうふうに解釈する傾向があります。こういうような女性コンプレックスを持つということは女性にとつてほんとうに損なことなんです。職場で、非常に注意して、男の方たちを分析してみますと、男同士の間でも同じように仲間から不利な立場に立たされている場合が少なくありません。ですから女をやつつけたのではなくて、たまたまそのケースに当つたというだけの場合が少なくありません。女だけがいつもそういうふうにされるのなら、それはほんとうに差別でもありますし、また女は損だということがいえませんが、私たちはつい自分にくると、女だからやつたんだと思ひ勝ちであります。よくまわりを注意してみますと、男同士でもそういうことが起こるわけです。非常によく起こります。ですが男の方は「僕が男だから」とおつしやらないものですからわかりませんが、この男でも起こることが女でも起こる。それは当然であります。仕事を始めれば社会人として厳しい眼が注がれます。ただ、こういうことは言えます。ミスをした場合には女の方がつらい立場に立たされる。また、先ほど申し上げましたが、同資格者である場合には男子が優先する。ですから女子が同じものを希望した場合には、同列に並ぶ男子よりちょつと上に出ている必要があるわけです。それと同じようにミスを

した場合には女に対する風当たりは男子よりひどいようです。けれどもそういうことを拡大解釈して、あらゆる場合に不利な立場に立たされたときに、女だからということをもとに考えるのは、これは自分自身の価値を低くするようなものだと思います。女だからといって当然権利を与えられていいのに、たとえば同資格で同じ能力があるのに、女だといって雇わなかったということがよくあります。しかし先きほど申し上げましたように全く同列でしたら男を採るわけですからこれは労働事情の好転と同時に自然になおつていくわけでありまして。しかし、女だからという特権は少しも許されませんし、また女だからという被害者意識をもつことも馬鹿らしいことだと思います。で、私は女性自身の地位の向上を図るためには、先ず私たち女性自身が女性コンプレックスから解放されることだと思います。

みなさまそれぞれで経験があると思いますが、仕事の場において、女性であることを意識している以上たいしたことはできません。ある場合にはそれはテクニクとして使えるかも知れませんが、それ程どそうしたテクニクは利くものではありません。

これは女性対男性という問題だけでなく、人種問題とか民族問題と非常によく似ております。

たとえば国際的な場において、学問とか芸術の成果を出す場合と全く同じです。そういうときに、学者、あるいはデザイナーとか画家が、自分は日本人だ、あるいは日本的な強味を出してやるんだと意識したら、決して優れた一流の作品はできません。すべて忘れて、没頭して仕事に向かつてこそ、本当に良い仕事ができるわけでありまして。その結果において意識せずして日本人の良さが出るものです。女性であることも同じです。それは意識しなくても結果として、自然に出るものだと思うわけです。ですからそれをやる前から、またやつている間に女性らしくなどと意識しますと、決して本格的な仕事はできません。女性らしさの誇示は、たとえば好きな男の方と過ごすときは別として、仕事においては、むしろマイナス要因となります。

それからまたよくあることですが、女だと思つて馬鹿にした、こういうことが私たちの社会生活によくあります。たとえばある人が来たときに、男の人がいるのと、女の人がいるのとでは、その折衝の仕方がずいぶん違う。そういう場合に非常に損をすることがあります。これは男の方でも、そういうことがあります。たとえば年とつた方でなく、若い人がいらつしやると、何んだ若僧なんかやつてと、折衝が失敗におわる場合があります。ですから何んといひますか、現われたところの実際の実力じやなくて外部に見えたところで損をするということは年令とか性別とか、それに関係したことがあるのですが、必ずしもそれだけではなさそうです。女だからといって馬鹿にしたという、そういう場合の現場をよく分析してみますと、社会的慣習ということもありますが、当事者である婦人の相手に対する接し方に、ある種の女としての甘えや嬌びが見られます。とくに日本の女性は無意識に甘えとか嬌びを見せます。他のたとえばイギリスやスウェーデン、インドや中国の女性にはあまり見られないものであります。これは私たちの過去の男女のあり方に強く起因していると思いますが、日本の女性の場合には甘えとか嬌びを非常に出してしまふわけです。ある外国人が日本の女性を見て、コクティノ

だということをいつたことがあります。これが社会人として仕事をする場合に、私たちに大きなマイナスになつてゐるわけです。もつとビジネスライクに、スキを見せない方法もあるのではないのでしょうか、言葉数が多過ぎたり、あるいは感情を出し過ぎたりしていないのでしょうか、そのことを私たちは反省してみる必要があると思います。したがつて日本の私たち女性は、ヨーロッパ、中国、インドなどの女性と比較して特に女という意識過剰、それがもちろんプラスに作用することもあります、社会人として仕事をする場合には非常にこれがマイナスになつてゐます。これは男性と並んで本格的な仕事をする女性が今までほとんどなかつたためと思われれます。

たとえば婦人の国際会議などが、よくこのごろは行なわれるようになっておりますが、そこに出たときの日本の代表というものは、外国の女性と比較して堂々たる貫禄に欠け、貧弱に見えるわけです。これは私たち全体の女性のあり方と非常に関係するわけですが、もう少し常に従属する女性としてでなく、ひとりの社会人として立つ訓練が必要だと思ひます。

女としての意識過剰ということは、社会に対する女性の甘えを反映しております。このあたりに女性には責任感がないなどという批判の温床があるのではないのでしょうか、私はそのように考えます。

さらに私どものマイナスを考えてまいりますと、意識過剰と並んで、私たちの質を低下しているのは、私たち女性がとかく視野が狭く、心のゆとり欠ける点で、これは無意識の行動となつて表われております。

このような欠点は決して女性だけのものではありません。男性の中にも十分見られるものですが、女性においては全体的に特にその傾向が顕著だということがあるということです。視野が狭く、自信がないと、とかく小さなことに心をとられるものです。女性の下では働きにくいと、よく男の方がいわれるのはこのためだと思ひます。やかまし過ぎたり、ベタベタし過ぎるわけです。みなさんは美容院などへいらしてご存知のことと思ひますが、美容師の中で非常に上手な人と下手な人がありますが、その差はどういうところにあるかということ、上手な美容師というのは、その指が髪に触れる度合いが非常に少ないですね。それはポイントを押えているからです。下手な美容師だとべたべた指が髪にさわるわけです。

仕事場の人間関係というものの、そういうものだと思います。効率的な言葉を適切にかけて、無駄な接触を防ぐのがコツのようです。良い仕事をするというのは、また仕事の本格的になればなるほど、自然そういうスタイルになるものですが、女性の動きはまだ仕事中心というより、自己中心の動き方をしているのではないかと思われれます。周囲の人がどう見るかということが常に気にかるのも自己中心の特色で、先ず自分がどう動いたら、どういう位地に立つたら全体の人が仕事がしやすいかということを考えなければなりません。ほんとうの思いやり精神が必要であるわけです。相手のいうことに従うとか、相手に順応するということにおいては日本婦人は世界的に誇りうるテクニックを持っております。しかし多くの人たちの便利を図るとか、どのように自分を全体の中に位置づけて人びとを

動かすかという、どちらかという、高い立場から人間関係を見るという訓練には非常に欠けております。これは日本の伝統的な家族が他の社会の家族に比して割合に小さいことにも由来すると思いますが、たとえば、インドなどでは、大きいズ族になると500人なんていう家族があるわけです。それから普通でも30人、50人という家族があるわけですが、その家族の中でいちばん年をとつた女の人というのは、その50人あるいは30人、500人をうまくコントロールしております。日本の女性はせいぜい夫と子供、このころでは1人とか2人、だいたい2、3人の人をコントロールする訓練しかついておりません。これが社会に出ますと、2、3人の人をコントロールするやり方で30人やるものですから、女性はやかましくまたいやだなんていうことになるのではないかと思います。こういう訓練が欠けているということを大いに自覚しなければなりません。

責任を果たすためには、常に自分を第三者的な位置におくことが前提となります。全体の中での自分の役割りを十分に知つてそれを遂行するわけです。

この思いやりと反対の心の動きというものは、どういふものかといいますと、意地悪といわれるものです。自分に何んの害も与えない、自分より弱い立場にある人びとを傷つけて、かすかに自己満足をするということは、ほんとに恥すべきことだと思います。これは日常生活において、しばしば見られることです。仕事の場において、よく考察してみますと、意地悪な行動というのは、仕事場における敗残者、落伍者のしるしてあります。これになにも女性ばかりではなく、たとえば女性の悪口をいつたり、女性につらく当たる男性というのは、この傾向を少なからず持つているわけです。女性の間でも頻繁に見られます。特に日本では年配の女性が若い女性に対して意地悪をしやすいのです。私はイタリアやインドで、年配の女性が若い女性に対して実に暖かく、思いやりのある態度を示すのを、しばしば目撃しまして感激したものです。日本の女性は男性に対しては非常に寛大であります。しかし同性に対しては非常に厳しくて、どうも意地悪がチラチラするように思われます。

日本で女性の連帯感が貧しいというのは、ここに一つの大きな原因があるように思われます。これはいうまでもなく女性の地位の向上をはばむ一つの要因になつているといえます。連帯感というものは、どんな運動を展開するときにも、最も必要なものであります。これは私が思うに、ひとつには従来女性というものがおさえられていて、特に戦前まで、若い時代に十分にしたいことができなかったから、あるいは楽しまなかつたせいかも知れません。したがつて今の若い方が中年になりお婆さんになるころにはもつと明るい女性の世界ができることを期待するわけです。

今、私たち女性に要求されるものは、当然25年前のものとは違ふわけです。今日では男性と闘うとか、男性と同等の権利を主張するということよりも、責任を果たすべく私たち自身の中にあるマイナスをいかにカバーしていくかということにあると思います。仕事をするものとして、質の向上を、1人ひとりが毎日の生活で努力していかなければなりません。女性のイメージを変えるためには、いろいろな分野に、優れた仕事のできる、まかせられるタイプの女性が層をなしてきてこないとだめ

なのです。教育ママなどというのが層をなして出てきておりますが、そうしますと、ジャーナリズムも採り上げるわけであります。各方面に少しづつすぐれた女性が出てきつつありますが、まだ層になるまでになつていないのです。層をつくらなければならないわけです。

またアメリカではウーマン・リブなんか盛んのようにありますが、私の人類学的な考察によりますと、日本の男性はアメリカの男性ほど強い偏見を女性に対して持つていないように見えます。時間がありませんから、どういう面でということをし申し上げられなくて残念ですが、現在の若い方がたや、お年を召しておられても、一流の男性には特に偏見がありません。ときには、さつきも申し上げましたように、意地悪な男性もいるわけですが、統計がないのでパーセンテージはわかりませんが、日本の男性はフェミニストというわけではないですが、女性に対する偏見がない方が少なからずいらつしやるわけです。私たちは文化的にはある意味ではアメリカより好条件にあります。それから、先ほど申し上げました労働条件は、ますます女性の進出にとって有利になりつつあります。

私たちはこの好条件を最大に活かして、私たち自身もより大きな活動の場を持ち、たのしい社会生活を送りたいものと思います。

☆ 全 体 討 議 ☆

司会 これから全体討議に入りましょう。

リーターの方がその部会討議の御報告、あるいは昨日の部会を傍聴されて、疑問やご意見があまりと思いますので、速断なく話し合いましょう。

傍聴者 鳥取の山村で四反の農業を1人の責任でやっています。米の減反政策の影響もあり、現金収入の道を求めて昨年7月ノート編みの仕事をはしめました。

機械は会社で入れてくれ、初めは日給700円で健康保険も何もついていませんでした。約束では、700円で始められれば3カ月経たら能率給とし、1200円～1300円にはなるだろうということでした。ノ連向けのもので立仕事で相当激しい労働です。3カ月くらいの時、輸出の仕事がなくなり、いくらやつても1日600円くらいでした。当時、私たちの周囲は日給800円～850円で健康保険もついていたので、たひたひ賃上げを訴えたところ、あけてやるというながら守ってくれませんでした。

この3月、隣部落にも同じような仕事が入りました。それは私たちのよりも2倍も能率があるくらいに疲れも少なく、賃金もよい。それを聞いて、私たちの仲間から今の仕事をやめたいと会社に申し出たところ、会社では、「700円の日当を払い技術もことまで育ててきた。他にかわるのなら徹底的に妨害する」とおとされました。私は、労働基準監督署に電話で事情を説明して、伊官に妨害をとないよう企業側に話すから勇気を出してと指導を受けました。

ところで、転職ということを考えてみると、ある程度の技術を身につけた、機械も入れてもらった、今まではある程度積をかけたかも知れないが、これから会社の益になりかけた時期にかわるというのは申しわけないとも思う。しかし、1人の人間として生きていくために職業をかわるという自由は当然の権利として主張してもいいのではなかろうかと思うのです。いま私は職業を自由に選ぶ権利を取るか、会社に迷惑をかけないように続けるかと選択をせまられています。

会社は、今後千円くらいになるような仕事を与えるといっているが、グループの中には仕事にいや気のきた人もあり二派に分かれています。

みなさんのご意見をきかせていたたきたい。

吉武（第2部会リーダー） 第2部会でも、内職をしている会議員から、非常に低賃金で働かされいと強く訴えられました。いろいろ話しあいのすえ、とにかくもう少し横の盛り上がり強めていつてはどうか、家内労働法ができて、手帳をもらつたが、いちいち記入するのでめんどうで、また税金の問題もあるからいやだとか、手帳を出したら仕事をやらないといわれて出すのをいやがつている傾向があるといひます。

1人ひとりの力は弱けれど、数人、数十人と団結して環を広げていけば強くなつて、いろいろの困難をはね返していけるのではないか、ぜひ横のつながりを持つていきたい、とさかん発言されました。今の話のように、低賃金闘争の場合にでも、必ず、企業側につく者と自分たち自身の権利を守つて闘うのと二つに分かれるのですが、やはり説得して、横のつながりを持つよう努力するのが最善だと思うのです。

会議員（内職者） 内職をやつている者は、ほんとに低賃金です。それと、内職をやるものとしての権利も全然守られていません。内職者は、職場が家庭内なので横のつながりが全然ありません。できればグループで仕事をし、何が交渉をする場合もグループ単位で交渉したらいいということとはわかつていたのですが、内職には昔から暗いイメージがあつて、内職は耻かしいことだとか、夫も妻が内職をやつていることを隠すということがあります、内職者の実態がなかなかつかぬという問題があるのです。

この際、ぜひ横の連絡「内職者友の会」とでもいうグループをつくつて一つ一つの問題に対していつたら、内職者だけでなくパートの人たちも、一般労働者の地位の向上にもつながるのではないかと思うのです。

司会 これに関連してご意見を

傍聴者（内職者） 組織づくりのむづかしさは、内職者の場合、どうしても目先のお金のことにとられて、ひとよりも自分の方へ少しでも仕事を多くもらいたい、ということがあつて協力しあわないのです。

傍聴者 女の組織づくりは難かしいとよくいわれますが、女だから男だからというよりも、現代の世相が強く支配している面が強いという感じがします。

これはやはり社会風潮で、たとえば母親にしても、よその子供をけ落してでも自分の子供を有名校に入れたいということもあります。このような現代の社会で、婦人がどのようにしてまとまりを持つてとができるでしょうか。

戦前なら、よその子供でも悪いことをしたら注意をしましたか、そういうことをあまりしない方がよいような世の中になつたような感じがしますか。

傍聴者 男も、女も1人ひとりが目をさますということの必要性を、このたびの選挙からも痛感しました。市民としては、男性も、女性も、そのべつはないのですから。

松原(第4部会リーダー) 男も女も、自分が目覚めることだと思います。先ほどからのお話をきいていても婦人だからという問題ではないですね。基本的には、現在一定の技能をもたない中高年者か、半ばハートタイムのような形で雇用されるときに起こってくる重大な問題です。先にお話の方は、最後に基準局まで訴えられ、基準局で説明するからということとて、それだけになつてしまつたのかも知れない。会社も基準局まで訴えられてはかなわないから、少し賃金を何とかしようという態度も示すたろうし、その時に内部が二派に分れて、止まるか出るかという話が出てきたということですね。これは女性と男性とを問わず、現代の重大な問題なのです。

ただその場合に、なぜ矛盾が問題になるかということ、解決に当たつて、婦人であるがゆえに、逆に合理的、倫理的、基本的には経済的な問題であるわけです。経済的な問題であり、権利の主張であるわけです。労働に対する正当な評価というのは権利の主張です。それを婦人の問題に切り替えなければならぬ状態自体に問題があります。したがつて、労働基準局や婦人少年室に相談に行くことを通して、当事者自体か、もう少し法律問題や社会一般の問題、経済の問題、つまり給与の問題とか、それから保険の有無の問題とか、そういう問題を論理的に割り切つて考えるということをしないうちに婦人問題になつてしまう原因があるように思われます。

部会報告のとき申したことは、そのことだつたのです。だから女たからということとて、軽く一しゅうされて帰つてこざるを得ない。一しゅうされたり、向うか何んらかの形で妥協の態度をとると分裂したりする。男性でも分裂するかも知れませんが、情緒的に、感情的な面で分裂するところか、問題かより婦人の場合にあるという気がします。

解決は、経済の問題であり、労働そのものの問題であるわけですから、そのものとして、婦人が組織し団結することが必要なのであつて、ただ単に、婦人だから団結できないというところが問題なのですか、私はできないということはないと思つております。

傍聴者 樋口先生は、揺れ動く母性ということをいわれましたが、私は、一般的に、産み育てることか母性であるというように考えております。しかし最近 は産むことは産むけれども、育てることは社会施設にまかせたいという考えもあると思うのです。それから、婦人の権利としては、子供を産むことにあると思うのです。それに対して、産まない権利とか、育てない母性とか、そういうことに

ついて、部会での話し合いをもう少し詳しく聞かせてください。

樋口（第1部リーダー） 「母性の権利と責任」についての結論は出ないうままに、問題提起だけで終わってしまいました。

母性のあり方がたいへん多様化してきたと申しましたが、母性のおかれている条件もまた、大変さまざまであるということが会議員の話の中から出ました。たとえば、農村では子供を産む生理を持つた人間としての当然の権利も守られていない。産前産後2週間たれば待ちかねたように野良仕事に出される。働く女性が獲得している産前産後6週間の休暇というような母体保護の権利についても、夢のようだという問題があるわけです。

また、子供を育てる権利、子供をわが子として育てる権利、これは重要な権利だと思うのですが、農村の場合では育児権が誰にあるのかというと、お姑さんにあるのですね。給食費などもみんなそちらからもらって行く。それをなげいて、親子子供を育てる権利があるのだから、それを確保して欲しい。というような願いも出されてきました。

一方、核家族の中で、育てる権利は持つている人たち、そしてなお働いている人たちの中には、育てる権利というのが、ある意味では育てる責任を社会から負わされた責任となつて重荷に感じてきている部分があるのです。要するに、そこで自分の能力を生かすために仕事がしたい、あるいは、仕事そのものは決して生きがいとは思えないが経済的な理由で働かなければならない。そうなるべくと、今度は、子供を産み育てる責任というのは、いつたいどこにあるのか考えてみなければならないのではないかと、確かに、産み育てるという抽象的な責任は、母性にあるかも知れないけれど、それを育てる役割りとを母性の責任において、社会にゆだねていつてもいいのではないかと、社会的な条件を、たとえば保育所という形で整えていくべきではないだろうかという意見が大変強く出されました。

いま、産む権利、産まない権利などといわれていますが、大体、産む権利というものが、母親にとつて保障されていないのではないのでしょうか。6畳1間の夫婦と子供3人暮らしというような狭さの中では2人目の子供はとても産むことができなかったり、あるいは、現在の賃金では、もう1人子供を持つということとはとてもできない。あるいはまた職場で、もし3人目の子供を生むならば退職届を書かなければならない、などという意味で、家庭・職場・社会で、いろいろな条件が整備されていないために、産む権利が行使できないということが非常に多い。だからまず、生む権利が確保されるような条件をととのえようではないかと、ということなのです。

それでもなおかつ子供を生むということは、10カ月間は母体にとつてもかなりの負担ですね。人によっては、結婚しても子供を生まないで自分は別な面で社会に責任を果たしたい、という人もいてよいのではないかとという会議員からの意見もありました。

このごろは、女性が結婚しない権利とか、独身の権利とか、独身者として生きていく自由

は割合に認められるようになりましたが、結婚して子供を産める身体である女性が、母親になることをとはむ母性とならずに別な形で生きていくということに対しては、まだ大変批判が強いけれども、それも認められてよいのではないかという話もありました。

つくづく思うことは、母性の権利とか責任とかいっても、立場を変えると、ある人にとってはそれか権利であり、ある人にとっては重荷である、そういう多様性の中で、揺れ動くという意味は、歴史的に揺れ動いているということもあります。現在の立場の多様性の中でも、母性のあり方が揺れているという感じがしました。

傍聴者 これからはますます、労働と家庭、出産・育児をどのように調和させていくかということがさらに大きな問題になるのではないかと思います。

そこで、目先のことだけの対策でなく、将来のことを考えた母性保護対策を考えていただきたい。

また、昨日からのこの会議を討議だけに終わらせていて、それぞれの方が、帰られてから、この様子をみんなに、地元の政治を担当している人にも話し、問題解決のために行動に移すことこそ婦人の地位が向上するのだと思います。

傍聴者 電々公社で、800人も女性のいる局に勤めておりますが、うえの人でも子供を産むために休むとその期間は一一般社員になつてしまい、出てくると半端な人間のように扱われる。これでは社会の一員として、とくに歌場で男性と一緒にやつてゆくうえに不利ではないかということから、役付きになつて仕事をやつてゆくためには独身でいたいという女性がふえてきました。また子供をもつて勤めるのは無理だから、できれば子供を持たないで職業を中心に生きてゆきたいという考えの人もふえてきました。

けれども独身の上司を見ていると何か欠けているところがありすぎるように思われてなりません。丸みがなく、みんなを大きな視野で理解するとか、若い人たちと付きこんで今の時代を一諸に生きてゆこうという気持などですが。その点、結婚して子供を持つている人のほうは男性ともよくやつていこうとか、女性の職場をもつと向上させようとしており、マイナスでない面が多いと思います。

けれども悩みはあります。私も2人の子供があつて、うえの子供が生まれる前から地域活動をして保育園をつくつてもらいました。しかし、保育園にやつていると、私が帰宅すると昼間お母さんにみてもらつている子供以上に甘えるような気がしますし、私の方も、せめて夜は母親としてかあいかつてあげたいと結局甘やかしてしまふ。これでいいのだろうか悩みました。次に、子供が小学校にあがる時に地域で学童保育の会をつくりませんか、とんども、昼間は学童保育で勉強してきたのだから夜は早く寝かせて身体を守つてやろうとしては、これでいいのだろうかとも悩んでしまいました。また誘拐などの心配もあつて、母親が留守の時の注意も悩みです。

けれども、そういういろいろなことに悩み、何とか解決していくなかで、ほんとうに丸味のある女性ができゆくのではないかと思います。ですから独身主義とか子供を産まないということには反対です。

傍聴者 第1部会で感じたのですが、母性としての権利、人間としての権利については非常に主張されましたが、時間の関係で母性の責任についてはあまり触れられませんでした。その点について議員の方々にご意見をおききたいと思います。

会議員 決して責任をないがしろにしているわけではなく、部会の話し合いは、これまで、そして今日でも、数多くの母親としての責任を果たす努力をしているあまりに、母親としての権利、人間としての権利をどれだけ無視されてきたかということではなかつたかと思うのです。母親も子供もひとりの人間である以上、子供の犠牲になつて育児に一生をささげることが当然とはいえないと思うのです。昨日発言した方たちも決して責任を果たしていないわけではなくて、これまで無視されていた権利についてどうしても発言したかつたのだと思うのです。

会議員 母性に課せられている課題とは、もつと健やかに生命を全うできるように要求することだと思います。今日では胎児を妊娠する以前に、もう食品公害問題、農薬汚染された牛乳、薬品公害によるアザラシ畸型児といったように健やかに育つ環境を阻害されているという状況です。一方、住宅事情も、遊び場にしても、交通事情をとつても、子供を伸び伸びと育てる環境はほんとにひどく制限されています。また、合理化がすすみ労働が単純化したために、働く女性は歯車の一つの役割りになつてしまつて、同一姿勢で同じことばかりしなければならぬように強制されているという状況があります。そういう中で「母性」というものがおびやかされていると思うのです。

農村では、主婦が農業のことから保育の問題から消防の問題まで全責任を負わされていて、職場で働く女性はまた労働基準法があつて保護されるからよいけれどそんなことすら夢のようだ、という声もあるのです。

このように、人間が真に人間として伸び伸びと生活していく権利というものをさまざまな形で奪われています。そのことを社会に広く訴えて、子どもたちが人間らしく育つことのできる環境を社会的に確立していくことが、今日、母性に課せられた責任だと考えるのですが。

傍聴者 自分の子供だけでなく社会全体の子供を育てる、これが真の母性だと思うのです。交通事故を無くしようとか、公害を無くしようとか、医学の進歩に尽すのもすべて生命のためですが、この生命を大切にするというのが母性だと思います。

傍聴者 各部会の共通の問題と思うのですが、女性ね家庭から手が離れた場合に、働こうという意欲はあつても社会の受け入れ態勢ができていません。そういうことは個人でできる問題ではないと思うのですが、その点をどう努力すればアメリカあたりの環境に近いものにてきるか、吉武先生にお願いします。

吉武(第2部会リーダー) 主婦の再就職制度ということが盛んにいわれておりますけれど、現状では、企業がパートタイムの形で非常に安い労働力として大量に利用しているという結果になつています。つまり、外で働いて賃金をもらうということとほかの労働者との社会的なつながりを抜きにして、ただ生きかゝいを求めるということのみで出ていくと、たとえば、主婦のパートタイマーが増えたことによつて長年働いている女の人に対して老年定年制かできて、ウチの人にはなるべく早くやめてもらつて全員パートタイムにしようという動きも出てくるのです。

ですから、まず賃金をもらうことに人間としての権利とのつながりをよく考えて、力を横につなぎ合わせて労働力を安く売らないような地盤をつくる、それがスタートではないかと思うのです。そのようにして、女の人を安い労働力として使うわけにはいかないということがはつきりわかつてきた段階で、ある程度社会的な地位が上かつてきて、システムというものができてくるのではないかと思います。アメリカでも主婦の再就職制度というものがつくられておりますか、日本の場合には今のところ安い労働力としてしか使われていないということを念頭において身を処していつていただきたいと思います。

遠見(第3部会リーダー) 農村の工業化ということかゝいわれてきまして「農村工業化促進法案」とかいう法律ができかかつていて、これから議会に出てくる段階のようです。全体として労働力が非常に不足してきたため、農村に工場をもつていつて、その地域の労働力を集めて工業を行なおうというような動きがかなり活発になつてきているのです。ところか最近、農村に入つてゐる工場を見ますと、賃金など従来よりは若干上かつております。しかし先ほどのお話にもあつたように700円とか800円とかいうケースも少なくないようで、20日間働いてもたかが知れているということと、工場が導入されることか果たしてよいのかどうか、ということを考えてみなければならないのではないかと思います。

地域に工場が入つてきて労働力がふえていくということか、個々の生活にとつてどういふ影響があるのか、小遣い稼ぎになるからという安易な形でそれにぶらさかつていくことがよいといえるかどうか、そのあたりか問題でしょう。

権利のことばかりいふと非常にエゴイスティックだと受けとられやすいのですが、権利を主張して一歩でも先に進めるということは、その時代に生きる人たち、あるいは次の時代の人たちにとつてそれだけよりよい社会をつくり、よりよい条件をつくるという意味で決してエゴイスティックなことでは

はありません。一つの時期に生きることによつて、次の時代をさらに進めるということ、そういう努力をすること自体が責任を果たすことになるのだと私は思います。権利を主張するということはたいへん個人的なことのよう受けとられがちですが、責任の問題と裏腹の問題であるということを考えていただきたいと思います。

司会 このへんでリーダーの方がたにご感想などを一ことずつお話しいただきましょう。樋口先生からどうぞ。

樋口（第1部会リーダー） いくつか話し残されたことがありました。

第一が母性、特に母性保護についてです。先ほど中根先生が、女は子供を産む難い使命をもっている。その分として20パーセントみると、能力としては80パーセントであるという形で示されました。数字の問題はべつとしまして、女性が男性よりもある意味で重たい性をもっているということは確かだと思います。そのために労働基準法にも母性保護という形で、たとえば産前産後の休暇、生理休暇といった規定があるのですが、そのことが、逆に女性を、男性と同じ労働力でありながら賃金を下げたり、どちらを雇うかというときに男性のほうにするという結果を招いているわけです。

そこで私は提案したいのです。母性保護というから母性イコール女性保護のよな気がして、女はそれに甘えているとか保護されているとかいわれるのですが、これは女を保護しているということではないと思うのです。生理休暇を与えたりあるいは産前産後の休暇を与えたりすることは、次の世代を健やかな生命として産むための休暇であり保護であつて、むしろ人間保護とか次の世代の生命のための保護というふうに考え方を改めていくべきではないか、そのためには男も社会も責任を持たなければならないのではないかと考えているのです。

もう一つは、先ほど傍聴者の方が、親が子供の犠牲になることは美談とされても、子供を犠牲にして親が生きるとは許されないといわれましたが、私はある意味では許されないのが当然だと思います。子供を産むというのは親の側の自由であつて、子供の側には産まれてこない権利はないのです。だから親子関係についていうならば、産んでしまったという責任は親の側にあると思うのです。それでは産んだ責任をどう果たしていくか。旧いタイプの母性愛では、そばにべつたりついていて面倒を見るということになるかも知れませんが、これからの母性の責任というものは、産まれたくないけれど産まれてきてしまった子供に対して、産まれてきてよかったと思われるような社会をつくっていくこと、これは母性だけでなく親としての責任であると思っております。いつてみれば母性的社会になることこそわれわれの望むところではないかと思ひます。

吉武（第2部会リーダー） 昭和22年に労働基準法ができてすでに20年以上たつておりますが、

男女平等が果たして守られているかということについて明らかに権利が後退しているという意見が、
でているのです。

たとえば看護婦さんのように社会的に大切な仕事をしている方が、まさに母性をこわしながら働かなければならないような労働条件に置かれている。それから男女同一労働、同一賃金が建前の公務員の中でも、やはり女だからということで差別が進んでいる。一般企業の中では安い労働力としての評価が上がってきて、その労働強化の中でやはり母性をそこなうような働き方をしている。女性が、というより人間が人間らしく働くということは、自分が人間として持つている性をそこなわないような働き方をすることだと思います。女性の能力開発だとか、戦力化時代だとか一見はなやかにウーマンパワー時代のような様相は呈しておりますが、中を開けてみるとますます安い労働力としての利用が一方的に進められていつて、人間らしく働く条件が非常に少く、低くなつてきている。

これは女だけの問題ではありません。男にみても働くようにということをいわれているわけですが、その男の働きというのは、まことに人間らしくないのです。労働力が背広を着たような顔をしてくたびれた1日を送っている御主人が多いのではないかと思います。そういう人間らしく働いていない男に女を準じさせようとする動きは絶対にはばまなければならない。逆に、いろいろの保護法をつくることによつて男の労働条件を上げ、男も女も家庭の場と職場の両方を確保して、人間らしい生き方ができるように社会をつくり変えていく必要があるのではないか。そのためには、家庭にいる主婦も働く女性の労働条件の悪さを他人ごととは考えないで、自分の夫や子供の幸せとからみあわせてとらえていつていただければと思います。

司会 蓮見先生は先程のお話でよろしいですか。

では松原先生に。

松原(第4部会リーダー) 母性の問題について、男界としてではなく私個人の考え方を申し上げたいのですが。

みなさんの主張されている趣旨はよくわかります。非常に強い母性保護論、感情的な、また経験主義的な母性保護論、あるいは頭迷固ろうな男性に対してこれを説得するためにいろいろな角度で概念を広げて母性論をおやりになるわけですね。それでは、ほんとうの意味で男性を説得することはできないのではないのでしょうか。

たとえば産む権利については非常によくわかりますが、それを強調するために、同時に並列させて産まない権利ということといわれることがわからない。というのは、産む権利の主張ということは産む権利の行使の仕方についての権利であつて、これを裏返せば産まない権利につながると思うのです。しかし樋口先生のお話にもそういうご説明はなかつた。産む権利自体が阻害されており、こうした社

会を何とか直さなければならないといわれる。

結局、産む権利というのは社会的権利義務の問題につながってくるわけです。そうすると産まれた子供を親が育てることはもちろん重要な責任であるとしても、それを社会的に保障するような体制をつくることにつなげていくことが産む権利につながることになるだろう。これはみなさん方が主張された通りだと思います。けれども産む段階で産む権利、産まない権利というものを両方行使してしまいますと、それでは産まない権利があるにもかかわらず産んだということで、産んでからあとは自分たちの責任になつてしまう。産まない権利まであるのに、産まれた子供を社会に責任をもつてくれということとはそとでいえなくなってくるという問題になつてきますね。

ですから、母性が平和につながるとか、社会的に保障しろとかあまり概念をひろげないで、母性というものの、その社会的意味というものを現代社会の政治、経済、文化等の体制の中できちんと主張していくほうがいいだろうと私は思うのです。そのへんで婦人会議の理論的武装を最後に望みたいと思っております。

恐らくこれには反論があつて、ここから論議が始まるかと思いますが、時間もないうでこれで終わります。

司会 ことから始まるのではないかというお話ですが、もとよりここで一定の結論の出る問題ではありません。短い時間で意をつくせなかつたと思いますか、それぞれの家庭、それぞれの団体や会にお持ち帰りになりまして、討議をことから出発させていただきたいと思います。

これで全体討議を終わります。

(附)

I 婦人参政25周年記念行事等の概要

II 第23回婦人週間地方行事

I 婦人参政25周年記念行事等の概要

本年の婦人週間は、婦人参政25周年にあたるところから、これを記念すべく、婦人週間シンボルマークの制定、記念祝典の開催、記念切手の発行、記念出版などが行なわれた。

(1) 婦人週間のシンボルマークの制定



このマークは、労働省が（財団法人）公明選挙連盟の協力を得て、婦人参政25周年記念行事の一つとして公募したもので、応募点数3,440点の中から選ばれたものである。

選考委員は、女子美術大学学長代理三谷十糸子、郵政省郵務局技芸官久野実、公明選挙連盟理事長高橋雄豹の各氏と労働省婦人少年局長高橋辰子である。

デザインは、甲谷（カブトヤ）良彦氏（兵庫県・教員）の作品で、その製作意図は、形式的には婦人（ㄝ）と週間（ㄱ）を表わし、内容的には、婦人の顔と議席及び演壇を表わし、この2つをむすぶことで婦人参政権の行使（ひいては婦人週間）を象徴している。また、婦人の髪の毛を自然に議会に流し、婦人と政治の密接な結びつきを表わし、新しい時代の婦人像を強調しているということである。

なお、このマークは、婦人週間関係各種刊行物に使用するほか、婦人週間パンチとして作製し配布した。

(2) 婦人参政25周年記念祝典

労働省主催、自治省後援による婦人参政25周年記念祝典が4月10日東京（ホテルオークラ）において開かれ、各界婦人代表や新有権者代表など約200名が招請された。

この式典では、佐藤内閣総理大臣から、婦人の地位向上に貢献した婦人（24名）に対し、感謝状及び記念品が贈呈された。

◎ 式 次 第

司 会 N H K 鈴木健二アナウンサー

第1部 式 典

開	式		
式	辞	労 働 大 臣	
祝	辞	内閣総理大臣	
		衆議院議長	
		参議院議長	
		自 治 大 臣	
		新有権者代表	
感 謝 状 贈 呈		総 理 大 臣	
感謝状受贈者挨拶		受贈者代表	中山マサ
記念記手贈呈		郵 政 大 臣	受贈者 久布白落実
婦人週間シンボルマ ーク入賞記念品贈呈		労 働 大 臣	受贈者 甲谷良彦
閉	式		

第2部 総理大臣招待記念パーティー

◎ 感謝状贈呈対象者

- 婦人参政権の実現に努力し、婦人の地位の向上に貢献した婦人

久布白 落 実 奥 村 明(平塚らいてり) 武 部 り つ
藤 田 た き , 山 高 し げ り

- 婦人参政権の実現に努力するとともに10年以上国会議員として在職し、婦人の地位の向上に貢献した婦人

市 川 房 枝 奥 むゆお

- 10年以上国会議員として在職し、婦人の地位の向上に貢献した婦人

戸 叶 里 子 山 口 シズエ 加 藤 シズエ
藤 原 道 子 江 露 み つ 山 下 春 江
中 山 マ サ 横 山 フ ク 神 近 市 子
松 尾 トシ子 高 良 と み 高 田 なほ子
山 本 杉 千 葉 千代世 柏 原 ヤ ス

(3) 記念切手の発行

郵政省では労働省の要請に応じ、4月10日から婦人参政25周年を記念して15円切手を発行した。

意 匠	投票する婦人と国会議事堂
版 式	グラビア(4色)
印面寸法	縦27ミリメートル 横22.5ミリメートル
シート構成	50枚(縦5枚 横10枚)
発行数	3000万枚
原画作者	山野内 孝夫氏

また、4月10日から16日までの1週間、国会の議席図と婦人週間のマークを描いた記念スタンプを全国の主要郵便局の窓口に備えつけ、申し出によつて書状と郵便ハガキに使用した。

また、労働省では、婦人週間のシンボルマークを描いたスタンプを作成し3月中旬から4月16日まで労働省から郵送した郵便物に押捺した。このスタンプは今後、毎年婦人週間に使用される予定である。

(4) 婦人参政25周年記念出版

婦人参政25周年を記念して、『目で見える婦人の歩み』が発行された。

本書は、戦前の婦選運動の歩みを回顧するとともに、新しい時代における婦人の社会的、経済的、政治的役割りと責任について、写真、グラフなどを取り入れて収録したもので、さらに明治元年から昭和45年の100年余にわたる婦人関係年表及び各国婦人参政権獲得状況などを加え、婦人問題を多角的な視野からひと目でわかるように編集されている。

Ⅱ 第23回婦人週間地方行事

都道府県名	行 事 等 名	開 催 日	開 催 地	参 加 人 員
北海道	婦人問題懇談会	2. 5	札幌市	9
	道内各市町村における婦人議員に関する調査	3.		
	北海道婦人会議	4. 1 5	札幌市	320
	全国婦人会議出席者報告会	6. 7	"	17
青 森	婦人問題懇談会	2. 1 2	青森市	22
	第2回青森市婦人会議	3. 2 7	"	122
	婦人週間青森県婦人会議	4. 1 8	"	210
	青森県婦人会議アンケート	"		
岩 手	婦人週間についての懇談会	2. 2 6	盛岡市	11
	婦人週間岩手婦人会議	4. 1 9	"	82
宮 城	婦人週間宮城地方婦人会議	4. 6	仙台市	350
	婦人の地位と健康問題懇談会	4. 1 9	"	10
	全国婦人会議出席者の報告と反省懇談会	5. 2 5	松島町	38
秋 田	婦人週間懇談会	3. 1 6	秋田市	18
	婦人週間秋田婦人のつどい	4. 1 7	"	100
山 形	全国婦人会議出席者山形県のつどい	2. 1 9	鶴岡市	11
	婦人週間山形地方婦人会議	4. 1 0	酒田市	96
		4. 1 7	山形市	147
	紅花連絡会議(全国婦人会議出席者の組織)	5. 9	"	11
福 島	婦人週間福島県婦人のつどい	4. 3	郡山市	212
	磐城地区婦人週間	4. 1 9	いわき市	89
	全国婦人会議報告会	4. 2 6	福島市	32
茨 城	婦人問題懇談会	3. 4	水戸市	15
	全国婦人会議出席者懇談会	4. 1 5	"	9
	婦人週間茨城地方婦人会議	4. 2 0	"	218
栃 木	婦人週間懇談会	3. 2 6	宇都宮市	16
	婦人週間栃木県婦人のつどい	4. 1 9	"	169

都道府県名	行事等名	開催日	開催地	参加人員
群馬	婦人問題懇談会	3. 1 6	前橋市	25
	婦人週間群馬地方婦人会議	4. 9		150
埼玉	婦人問題懇談会	3. 1 9	浦和市	30
	婦人週間埼玉婦人会議	4. 2 1		75
千葉	婦人問題懇談会	2. 2 2	千葉市	8
	千葉地方婦人会議	4. 9	"	67
	全国婦人会議報告会	6. 4	市原市	32
東京	婦人問題懇談会	3. 1 8	都内	23
	婦人週間東京地方婦人会議	4. 9	"	119
	全国婦人会議報告会	4. 2 7	"	37
神奈川	婦人問題懇談会	2. 6	横浜市	6
	婦人週間神奈川婦人会議	4. 1 6	"	107
新潟	婦人問題懇談会	2. 1 9	新潟市	11
	新潟地方婦人会議	4. 1 0	"	230
	全国婦人会議出席者報告会	5. 1 8	"	43
富山	所感文応募グループのつどい	2. 1	富山市	36
	富山県婦人のつどい	4. 2	"	680
	女性・母性についての懇話会	4. 2 2	"	12
石川	婦人問題懇談会	2. 1 6	金沢市	10
	石川婦人会議	4. 1 2	"	420
	珠洲市婦人の集い	4. 2 0	珠洲市	60
	七尾市婦人のつどい	4. 2 8	七尾市	61
福井	婦人問題懇話会	3. 2 3	福井市	19
	婦人週間福井婦人会議	4. 7	"	124
	全国婦人会議出席者のつどい	4. 2 4	"	13
山梨	婦人問題懇談会	3. 2	甲府市	18
	第19回山梨地方婦人会議	4. 6	"	82
長野	婦人問題懇談会	3. 1 6	長野市	19
	婦人週間長野地方婦人会議	3. 2 3	下諏訪町	100
		3. 2 5	須坂市	122

都道府県名	行事等名	開催日	開催地	参加人員
岐阜	婦人問題懇談会	3. 1 2	岐阜市	13
	岐阜地方婦人会議	4. 1 6	"	146
静岡	婦人問題懇談会	3. 9	静岡市	12
	婦人週間静岡地方婦人会議	4. 9	"	90
	全国婦人会議出席者報告会	5. 1 3	"	21
愛知	婦人問題懇談会	2. 1 8	名古屋市	11
	愛知婦人のつどい	4. 9	"	300
	婦人週間報告会	5. 2 1	"	50
三重	婦人問題懇談会	1. 1 4	津市	17
	婦人週間三重婦人のつどい	3. 3 1	松阪市	559
	三重地方婦人会議	4. 7	津市	63
	全国婦人会議出席者を囲む会	5. 2 6	"	15
滋賀	婦人問題懇談会	3. 3	大津市	15
	滋賀地方婦人会議	4. 1 5	"	150
京都	婦人問題懇談会	3. 4	京都市	25
	京都婦人会議	4. 6	"	140
	全国婦人会議報告懇談会	4. 2 2	"	20
	家庭問題・婦人問題相談室及び婦人週間座談会	4. 1 0 ～ 2 7	京都市内百貨店・府下農協等延16カ所	相談件数 35件
大阪	婦人問題懇談会	3. 1 9	大阪市	26
	第19回大阪地方婦人会議	4. 7	"	257
	婦人のつどい	4. 1 7	"	150
	全国婦人会議出席者報告会	5. 1 5	"	30
兵庫	婦人問題懇談会	3. 1 6	神戸市	26
	婦人週間兵庫地方婦人会議	4. 2 0	"	151
奈良	婦人問題懇談会	3. 8	奈良市	13
	婦人週間奈良婦人会議	4. 9	"	161
	全国婦人会議報告会	5. 6	"	40
和歌山	婦人問題懇談会	3. 3	和歌山市	18
	婦人参政25周年記念和歌山県婦人のつどい	4. 1 7	"	129
	全国婦人会議応募者のつどい	4. 1 7	"	32

都道府 県 名	行 事 等 名	開 催 日	開 催 地	参 加 人 員
広 島	婦人問題懇談会	3. 1 7	広 島 市	116
	第19回広島地方婦人会議	4. 9	"	70
鳥 取	婦人問題懇談会	2. 2 6	鳥 取 市	16
	婦人週間鳥取地方婦人会議	4. 1 0	倉 吉 市	89
	婦人週間に関するアンケート	4. 1 0		
島 根	婦人問題懇談会	3. 2 3	益 田 市	15
	島根地方婦人会議	4. 9	"	70
岡 山	婦人問題懇談会	3. 1 6	岡 山 市	30
	婦人問題懇談会	3. 4	山 口 市	10
山 口	婦人週間山口地方婦人会議	4. 6	"	83
	婦人問題懇談会	2. 2 2	徳 島 市	9
	徳島地方婦人会議	4. 8	"	134
徳 島	徳島県婦人のつどい	4. 1 9	"	124
	婦人問題懇談会	3. 2 6	観 音 寺 市	20
	婦人週間香川地方婦人会議	4. 6	"	117
香 川	全国婦人会議出席者を囲む座談会	5. 1 8	白 鳥 市	62
	婦人問題懇談会	2. 1 2	松 山 市	35
	愛媛地方婦人会議	3. 3 1	"	80
	婦人週間愛媛婦人大会	4. 2 9	"	500
愛 媛	婦人週間高知地方婦人会議	4. 1 6	高 知 市	85
高 知	婦人問題懇談会	3. 1 0	福 岡 市	20
	婦人週間福岡婦人会議	4. 8	"	189
	婦人参政25周年記念式	4. 1 6	"	217
	全国婦人会議報告会	5. 3 1	"	
福 岡	婦人問題懇談会	3. 1 7	佐 賀 市	22
	婦人参政25周年のつどい	4. 1 0	"	300
佐 賀	婦人問題懇談会	3. 9	長 崎 市	14
	長崎県婦人のつどい	4. 6	"	92
長 崎	婦人問題懇談会	2. 1 2	熊 本 市	16
	婦人週間熊本地方婦人会議	4. 5	"	240
熊 本				

都道府 県 名	行 事 等 名	開 催 日	開 催 地	参 加 人 員
熊 本	全国婦人会議報告書	5. 1 8	熊 本 市	2 7
大 分	婦人問題懇談会	3. 9	大 分 市	2 1
	美容関係従業員講座—婦人参政25周年	4. 1 2	別 府 市	2 5
	婦人のための法律相談	4. 1 4	大 分 市 (デパート)	相談件数 1 5 件
	婦人週間大分県婦人会議	4. 1 6	〃	3 2 4
宮 崎	婦人問題懇談会	1. 2 7	宮 崎 市	1 8
	婦人週間宮崎県婦人会議	4. 1 0	〃	8 0
	婦人問題懇談会	4. 2 0	〃	1 1
鹿 児 島	婦人問題懇談会	3. 9	鹿 児 島 市	1 1
	婦人週間鹿児島婦人会議	4. 1 0	〃	6 6
	全国婦人会議出席者報告会	4. 2 1	〃	2 0
	婦人週間にちなむ婦人のつどい大会	4. 2 9	大 和 村	9 1